

令和7年3月農業委員会総会議事録

日 時 令和7年3月28日（金曜日） 議事開始 午前9時00分

場 所 えびの市役所 1-3・4会議室

出席委員

【農業委員】

稲田 優	竹下 助範	山下 正成	森永 良仁
新原 正次	岩屋 美智子	田中 雄策	前原 幸太郎
田上 みゆき			

【農地利用最適化推進委員】

永田 利広	津口 えりこ	坂元 清美	下原 小枝子
山野 真澄	杉元 義男	庄村 里世	中津 ゆみ子
土器 三紀夫	中津 富夫	米倉 千春	山口 長徳
鶴田 幸一	園田 義保	吐師 伸次郎	吉田 尚美
上村 ゆかり			

欠席委員

【農業委員】 増田 賢造

【農地利用最適化推進委員】 宮田 吉人

事務局職員

事務局長	木原 俊一郎	事務局長補佐	川上 大輔
農地調整係長	塩入 友之	農地調整係主査	大園 あけみ
農地調整係主査	宮原 直子	農地調整係主査	田中 美千代
農地調整係主任主事	馬越協 浩		

議

題

- 報告第 20号 農地等の合意解約について
- 議案第 65号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 66号 農用地利用集積計画の取消しについて
- 議案第 67号 農用地利用集積計画について
- 議案第 68号 農用地利用集積等促進計画について
- 議案第 69号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 70号 非農地証明願いについて
- 議案第 71号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について
- 議案第 72号 えびの市農地移動適正化あっせん基準の見直しについて

<p>事務局長</p>	<p>ただいまから、令和7年3月定例農業委員会総会を開催します。 委員の皆様、ご起立をお願いします。 一同礼。(一同礼) おはようございます。 ご着席ください。 まず初めに会長より挨拶と会務報告をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>(挨拶並びに会務報告) 次に、委員の出席状況を報告します。 本日の欠席委員は、増田委員、宮田委員が今日の会議に欠席する旨の届け出がありましたので報告します。 よって、ただいまの出席者は、農業委員9名、農地利用最適化推進委員17名で、計26名ということで定足数に達しています。</p>
<p>議長 (会長)</p>	<p>これより会議を開きます。 議事に入る前に、議事録署名委員に山下委員と田中委員を指名します。 それでは、ただいまから今月の議事に入ります。 報告第20号並びに議案第65号から議案第72号までを議題とします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>事務局長に議案の朗読をお願いします。 それでは議案の朗読をさせていただきます。 (議案朗読)</p>
<p>議長 (会長)</p>	<p>議案の朗読が終わりました。 これより報告及び議案の審議に入ります。 まず、報告第20号「農地等の合意解約について」事務局からの説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、報告第20号「農地等の合意解約について」説明します。</p>

	<p>議案書1ページをお開きください。</p> <p>今月の合意解約件数は49件です。</p> <p>2ページに入ります。</p> <p>令和7年3月分の合意解約一覧については、ご覧のとおりです。</p> <p>今月の紹介案件と関連がないものについてのみ、説明します。</p> <p>初めが3ページになります。</p> <p>整理番号14番ですが、借り人が高齢化のため解約を申し出たものです。</p> <p>4ページになります。</p> <p>整理番号37番及び38番ですが、今後農地を売却するため、解約するものです。</p> <p>5ページになります。</p> <p>整理番号41番及び42番ですが、貸し人が自作するため解約するものです。</p> <p>整理番号43番及び44番ですが、農地条件が悪いため解約するものです。</p> <p>整理番号48番ですが、耕作者を変更するため解約するものです。</p>
議長（会長）	<p>ただいま説明が終わりました。</p> <p>そこで、整理番号6番の申出人の1人が〇〇委員であります。</p> <p>よって、整理番号6番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。</p> <p>退席をお願いします。</p> <p>（〇〇委員 退席）</p>
議長（会長）	<p>それでは整理番号6番について、各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p>

議長（会長）	<p>〇〇委員の退席を解きます。</p> <p>（〇〇委員 退席）</p> <p>次に、整理番号12番の申出人の1人が〇〇委員と同居する親族であります。</p> <p>よって、整理番号12番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。</p> <p>〇〇委員の退席をお願いします。</p> <p>（〇〇委員 退席）</p>
議長（会長）	<p>それでは、整理番号12番について各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p>
議長（会長）	<p>〇〇委員の退席を解きます。</p> <p>（〇〇委員 着席）</p>
議長（会長）	<p>次に、整理番号28番の申出人の1人が、〇〇委員が役員を務める法人であります。</p> <p>よって、整理番号28番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。</p> <p>〇〇委員の退席をお願いします。</p> <p>（〇〇委員 退席）</p>
議長（会長）	<p>それでは、整理番号28番について各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>〇〇委員の退席を解きます。</p> <p>（〇〇委員 着席）</p>
議長（会長）	<p>次に、整理番号45番の申出人の1人が〇〇委員であります。</p> <p>よって、整理番号45番は、農業委員会等に関する法律第31条</p>

議長（会長）	<p>の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。</p> <p>〇〇委員の退席をお願いします。</p> <p>（〇〇委員 退席）</p> <p>それでは、整理番号45番について、各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>〇〇委員の退席を解きます。</p> <p>（〇〇委員 着席）</p>
議長（会長）	<p>それでは、整理番号6番、12番、28番、45番を除く報告第20号について、各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
事務局	<p>質疑がないようですので、以上で報告を終わります。</p> <p>次に、議案第65号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、議案第65号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>6ページをご覧ください。</p> <p>今月の許可申請件数は、所有権移転の21件となります。</p> <p>申請人の住所、氏名は省略して、申請内容については概略を説明します。</p> <p>それでは、次の7ページになります。</p> <p>整理番号1番。</p> <p>田1筆、2,055平米の贈与です。</p> <p>備考欄のとおり増田委員の掘り起こしとなります。</p> <p>次、整理番号2番。</p>

	<p>8ページまでになります。</p> <p>田3筆、1,444平米の売買です。</p> <p>価格は総額〇〇〇円です。</p> <p>次、整理番号3番。</p> <p>田3筆、962平米の売買です。</p> <p>価格は総額〇〇〇円です。</p> <p>次、整理番号4番。</p> <p>畑1筆、760平米の贈与です。</p> <p>備考欄のとおり宮田委員の掘り起こしです。</p> <p>整理番号5番。</p> <p>次の9ページまでになります。</p> <p>畑、1筆、736平米の売買です。</p> <p>価格は総額〇〇〇円です。</p> <p>次、整理番号6番。</p> <p>田1筆、757平米の贈与です。</p> <p>備考欄のとおり坂元委員の掘り起こしとなります。</p> <p>整理番号7番。</p> <p>田5筆、777平米の売買です。</p> <p>価格は総額〇〇〇円です。</p> <p>備考欄のとおり増田委員の掘り起こしです。</p> <p>次、整理番号8番。</p> <p>次ページの10ページまでになります。</p> <p>田3筆、畑1筆、計4筆、3,029平米の売買です。</p> <p>価格は総額〇〇〇円です。</p> <p>次、整理番号9番。</p> <p>10ページから11ページまでになります。</p> <p>畑2筆、548平米の売買です。</p> <p>価格は総額〇〇〇円です。</p>
--	--

<p>議長（会長）</p>	<p>次、整理番号10番。 田1筆、502平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 次、整理番号11番。 田1筆、556平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 以上所有権移転11件です。 ただいま事務局の説明が終わりました。 議案第65号については、各担当委員に現地確認等をしていただいています。 農地の現地確認と、申請人「受け人」の確認の状況について各委員から報告をしていただきます。 まず、所有権移転整理番号1番の農地及び申請人「受け人」の報告を、増田委員に代わって事務局にお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号1番の農地について、増田委員の調査報告を代読します。 申請農地の場所は〇〇自治会で、山林に接して水利が悪く、基盤整備はされていませんけれども、農地の形状は良好です。 申請農地周辺は水田及び山林で、日照はやや良好ですが、接道、用排水はよくありません。 申請農地には飼料作物が植えられていました。 続きまして、受け人について調査報告を代読します。 受け人は、〇〇自治会に居住しており、稲作主体で〇〇を営む兼業農家であります。 渡し人との関係は兄弟です。 後継者がおられ、農地取得後は水田として利用します。 所有農地の管理も行き届いており、特に問題ないと判断します。 以上代読により報告します。</p>

<p>議長（会長）</p> <p>山口委員</p>	<p>次に、所有権移転、整理番号2番の農地の報告を山口委員に、申請人「受け人」の報告を庄村委員にお願いします。</p> <p>まずは、農地の報告を山口委員にお願いします。</p> <p>整理番号2番について報告します。</p> <p>場所は〇〇自治会内です。</p> <p>〇〇〇を南の方に行きますと踏切があります。</p> <p>踏切を渡って〇〇〇〇と吉都線の間には東に農道を進んでいきますと、一番目の水田が吉都線と農道の間には1反歩割が4枚あります。</p> <p>吉都線沿いから1枚目と2枚目が申請の水田になります。</p> <p>しかし、その隣の水田は4枚を1枚にして作っていますが、受け人が作っている水田です。</p> <p>従いまして、接道はその4枚から出入りすることができます。</p> <p>日照、用排水とも問題はありません。</p>
<p>議長（会長）</p> <p>庄村委員</p>	<p>次に、申請人「受け人」の報告を庄村委員にお願いします。</p> <p>整理番号2番の受け人の状況について報告します。</p> <p>受け人の営農状況は、稲作主体の専業農家です。</p> <p>後継者は娘さん夫婦が自宅隣に居住しており、将来的には継承の意思があるとのことでした。</p> <p>渡し人との関係は、知人の息子さんです。</p> <p>受け人の所有する隣の田を所有されていた知人が亡くなり、その息子さんとなります。</p> <p>取得後は稲作をされます。</p> <p>地域との調和については、所有農地の管理も行き届いており、問題ないと判断します。</p>
<p>議長（会長）</p> <p>吐師委員</p>	<p>次に、所有権移転、整理番号3番の農地及び申請人「受け人」の報告を、吐師委員にお願いします。</p> <p>整理番号3番の農地について報告します。</p>

<p>議長（会長）</p> <p>事務局</p>	<p>農地は、〇〇〇自治会内にあります。</p> <p>基盤整備はされていません。</p> <p>農地の形状は長方形で、良い形状でした。</p> <p>申請農地の周辺には水田があります。</p> <p>また、日照、接道、用排水は共に良好です。</p> <p>申請農地の作付状況は、家庭菜園で野菜が植えられていました。</p> <p>続いて、受け人について報告します。</p> <p>受け人は、〇〇〇自治会内に居住されています。</p> <p>営農の状況は専業であります。</p> <p>渡し人との関係は他人だということです。</p> <p>後継者はいます。</p> <p>取得後の利用状況としては、家庭菜園を続けるということです。</p> <p>所有農地の畦畔、地域との調和も良好です。</p> <p>次に、所有権移転、整理番号4番の農地及び申請人「受け人」の報告を、宮田委員が欠席のために事務局の方にお願ひします。</p> <p>いま会長からありましたように、本日急に宮田委員が欠席されるという事態になりまして調査報告書を預かっていないところですが、それでも、それでは審議ができませんので、3条の申請書に基づき、私で答えられる範囲内で説明をしたいと思います。</p> <p>ご了解いただきたいと思ひます。</p> <p>まず、整理番号4番の農地についてですが、農地の場所は東原田自治会の中で、〇〇〇〇の北側から八幡ヶ丘の山の方へ進入する道路の最後の山林の麓に位置しており、農地の形状は、不整形の三角形でありあまりよくありません。</p> <p>もちろん基盤整備はされておらず、目の前が山林に山林であり、日照は悪く、接道に関しましては軽トラック程度が入るところです。</p> <p>現在、栗の木が植えられています。</p>
--------------------------	---

	<p>続きまして、受け人について、地元の〇〇〇で大きな法人を経営される方で、今回は個人の申請ということで、経営面積は個人が所有する面積で申請をされています。</p> <p>もちろん、後継者とか従業員の方も多くいますが、今回は個人申請です。</p> <p>農地の取得後は、引き続き栗の栽培をして利用すると聞いています。</p> <p>そして所有農地の畦畔管理及び用排水路の管理は良好な受け人です。</p> <p>あと、農地の管理としては、最初は渡し人の方から農地のあっせん依頼があり、それを担当の宮田委員が相手、受け人を探されたものです。</p>
議長（会長）	次に、整理番号5番の農地の報告を吉田委員に、申請人「受け人」の報告を吐師委員にお願いします。
吉田委員	<p>まずは、農地の報告を吉田委員にお願いします。</p> <p>整理番号5番の農地について報告します。</p> <p>申請農地は〇〇〇自治会内にあります。</p> <p>基盤整備はされてありません。</p> <p>申請農地周辺の状況は、南側道路で宅地に囲まれています。</p> <p>日照、接道も良好です。</p> <p>用排水については、少し排水溝が狭くて、水が溜まるということでした。</p> <p>申請農地の状況は、いま現在まだ何も作付されていませんでした。</p>
議長（会長）	次に、申請人「受け人」の報告を吐師委員にお願いします。
吐師委員	<p>それでは、申請人の報告をします。</p> <p>受け人は、〇〇〇自治会内に居住されています。</p> <p>営農状況は兼業であります。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>渡し人との関係は、他人ということでした。 後継者は今のところいらっしゃいません。 取得後の農地の利用状況については、畑として利用するという ことです。 また、所有農地の畦畔の管理、地域との調和は良好ということ です。 次に、所有権移転、整理番号6番の農地及び申請人「受け人」の 報告を坂元委員にお願いします。</p>
<p>坂元委員</p>	<p>それでは、整理番号6番の申請農地及び受け人について報告しま す。 申請農地は、〇〇〇自治会内にあり、形状は長方形で、基盤整備 はされていません。 日照、用排水は良好ですが、接道は軽トラが1台やっと通れるぐ らいの狭い進入路です。 周辺は田んぼと宅地が混在しています。 渡し人との関係は知人で、取得後は稲作栽培の水田として利用さ れる予定です。 営農状況は、稲作と畜産の複合経営ですが、後継者もあり、営農 も一生懸命に取り組まれ、所有農地の管理も行き届いており、地 域との調和も問題ないと判断します。</p>
<p>議長（会長）</p> <p>事務局</p>	<p>次に、所有権移転、整理番号7番の農地及び申請人「受け人」の 報告を、増田委員に代わって事務局にお願いします。 整理番号7番の農地について、増田委員の調査報告を代読しま す。 申請農地の場所は〇〇自治会で、基盤整備されています。 農地の形状は良好です。 申請農地周辺は基盤整備された水田で、日照、接道、用排水は良 好です。</p>

<p>議長（会長）</p> <p>中津ゆみ子委員</p>	<p>続きまして、受け人について調査報告を代読します。</p> <p>受け人は、〇〇〇自治会に居住しており、稲作の専業農家で後継者がいます。</p> <p>農地の取得後は、稲作の水田として利用します。</p> <p>所有農地の畦畔及び用排水の管理は行き届いており、特に問題ないと判断します。</p> <p>以上、代読により報告します。</p> <p>次に、整理番号8番の農地を、農地の報告を中津ゆみ子委員に、申請人「受け人」の報告を、園田委員にお願いします。</p> <p>まず、農地の報告を中津ゆみ子委員にお願いします。</p> <p>整理番号8番の農地4筆について報告します。</p> <p>申請後、申請農地は〇〇〇自治会内にあります。</p> <p>申請農地は、〇〇〇〇から北へ下って踏切を渡って左奥に水田があって、その手前に右側に畑があります。</p> <p>宅地と畑が混在したところですが。</p> <p>日照、接道、用排水は良好です。</p> <p>次に、申請人「受け人」の報告を園田委員にお願いします。</p>
<p>議長（会長）</p> <p>園田委員</p>	<p>それでは整理番号8番の受け人について報告をします。</p> <p>受け人は〇〇〇自治会に在住であります。</p> <p>今回は個人名での申請であり、兼業農家です。</p> <p>後継者はあり法人、株式会社を設立されていま規模拡大中です。</p> <p>夫婦その息子さんに対して支援をされています。</p> <p>市内の会社に勤務中ですが。</p> <p>稲作中心での経営体で畑、田んぼを利用していくということです。</p> <p>渡し人との関係は、近くに〇〇〇〇〇〇〇の住宅が建設されています。その周囲の農地ということです。</p> <p>以前より依頼があつて、高齢でもあるので、あとは（農地の）面</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>倒をみてというような話が以前からあったようで、今回体調を壊されたというようなことで、今回の話の運びとなったようです。あと屋敷も残っていますが、農地は必要だけど、宅地までは要らないと話をしているということでした。</p> <p>次に、所有権移転、整理番号9番の農地の報告を岩屋委員に、申請人「受け人」の報告を吉田委員にお願いします。</p> <p>まずは、農地の報告を岩屋委員にお願いします。</p>
<p>岩屋委員</p>	<p>整理番号9番の農地2筆について報告します。</p> <p>申請農地は〇〇自治会内にあります。</p> <p>この2筆は、基盤整備はされていませんが、〇〇〇の農地の形状は四角形で良いです。</p> <p>〇〇〇番の形状は三角形です。</p> <p>周辺一帯は宅地、畑、田んぼが混在している場所です。</p> <p>日照、接道、用排水は良好です。</p>
<p>議長（会長）</p> <p>吉田委員</p>	<p>次に、申請人「受け人」の報告を吉田委員にお願いします。</p> <p>整理番号9番の受け人の状況について報告します。</p> <p>受け人の営農状況は、稲作と露地野菜主体の兼業農家です。</p> <p>渡し人との関係は他人です。</p> <p>受け人は現状ではありますが、営農も一生懸命取り組まれ、所有農地の管理も行き届いており、適切と判断します。</p>
<p>議長（会長）</p> <p>永田委員</p>	<p>次に、所有権移転、整理番号10番の農地の報告を永田委員に、申請人「受け人」の報告を山口委員にお願いします。</p> <p>まずは、農地の報告を永田委員にお願いします。</p> <p>整理番号10番の農地の農地1筆について報告します。</p> <p>申請農地は、〇〇〇〇自治会内にあります。</p> <p>〇〇〇〇より西へ300メートル行ったところにあります。</p> <p>字名が〇〇〇といいまして迫です。</p> <p>その一番上部に位置しています。</p>

<p>議長（会長） 山口委員</p>	<p>形状は長方形で、申請地周囲は、南北は山林で、西側に竹林があります。</p> <p>基盤整備はされています。</p> <p>日照はあまり良くありません。</p> <p>用水は天水です。</p> <p>ここ数年耕作されていません。</p> <p>次に、申請人「受け人」の報告を山口委員にお願いします。</p> <p>整理番号10番について報告します。</p> <p>受け人は、〇〇自治会内に住まわれています。</p> <p>26日の朝、本人に電話して自宅に行きました。</p> <p>父親とおられましたので、2人と話すことができました。</p> <p>初めて農地を取得するということです。</p> <p>話によりますと、作ってみたいというようなことで、子供が〇〇〇で、退職後は農業をしたいという希望をもっています。</p> <p>許可は適当であると判断しました。</p>
<p>議長（会長） 事務局</p>	<p>次に、所有権移転、整理番号11番の農地及び申請人「受け人」の報告を、増田委員に代わって事務局にお願いします。</p> <p>整理番号11番の農地について、増田委員の調査報告を代読します。</p> <p>申請農地の場所は〇〇〇自治会で、基盤整備はされておらず、農地の形状が悪く、農作業がやりにくい状況です。</p> <p>申請農地は水田であり、日照、接道は良好ですけれども、用排水は良くありません。</p> <p>続きまして、受け人について代読します。</p> <p>受け人は、〇〇自治会に居住しており、会社員と農業の兼業農家で後継者がいます。</p> <p>農地取得後は、稲作の水田として利用します。</p> <p>所有農地の管理は行き届いており、特に問題ないと判断します。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>以上代読により報告します。</p> <p>各委員からの調査報告が終わりました。</p> <p>続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。</p> <p>事務局より判断根拠をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>今回の申請内容については、農地法第3条第2項第1号から第5号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ありませんでした。</p> <p>農地法第3条第2項第6号については、委員の皆様から事前調査の報告がありましたとおり、地域との調和要件など問題ないということです。</p> <p>したがって、計11件については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件をすべて満たしていると考えます。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>以上で判断根拠の説明が終わりました。</p> <p>ここで、整理番号7番の申請人「受け人」は〇〇委員と同居する親族です。</p> <p>よって、整理番号7番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。</p> <p>〇〇委員の退席をお願いします。</p> <p>（〇〇委員 退席）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>それでは整理番号7番について、各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>整理番号7番は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>全員賛成と認めます。</p>

	<p>よって、お諮りのとおり決定します。</p> <p>〇〇委員の退席を解きます。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p>
議長 (会長)	<p>これより、整理番号7番を除く議案第65号の審議に入ります。</p> <p>各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
前原委員	<p>8ページ、整理番号3番です。</p> <p>本人は専業ということでしたが、経営面積がゼロとなっていますが、どういうことですか。</p>
議長 (会長)	<p>事務局の方で回答をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号3番の受け人ですけれども、現在所有農地はありません。</p> <p>ですから、新たな耕作者、農地を所有する耕作者となります。</p> <p>営農計画も提出されています。</p>
議長 (会長)	<p>以前は下限面積があったんですが、それがなくなりましたので、取得面積は別に問題はないと思います。</p>
前原委員	<p>説明が専業農家とありましたが。</p>
議長 (会長)	<p>吐師委員をお願いします。</p>
吐師委員	<p>3番の件の受け人についてですが、今回は初めての取得であるということを知りました。</p> <p>今まではですね、その土地を借りて菜園を作っていたということで、その農地を所有者の方から買ってほしいということで、今回取得されたということです。</p>
議長 (会長)	<p>さきほどの報告で、専業農家という報告だった件はどうですか。</p>
吐師委員	<p>今からの農家をするということで、多分専業ということだったと思います。</p> <p>現在のところは、もうご主人は退職、リタイアされています。</p>

議長（会長）	今は農業だけということで、そういうことになります。 そういう意味で、専業農家という判断だそうです。 よろしいですか。
前原委員	はい。
議長（会長）	他に質疑はありませんか。
杉元委員	整理番号10番の買受人について、この申請地はここ数年耕作無しということで、おそらく、迫田で大変な田んぼだと思いますが、10番の方が初めて農業する人であれば、実際農業はできる田んぼなんですか。 いわゆる迫であれば、機械も入らないと思うんですが、ここ数年耕作なしとなっているようですが、どうですか。
議長（会長）	10番について永田委員よろしいですか。
永田委員	基盤整備はされてますので、用水路、取付道路はあります。 イノシシなどが農地を少し荒らしていますが、作れないことはないと思います。 竹が生えてきているような状態ではありませんので、耕作できないということはありません。 ちょうどその下を私たちが作っていますので、よく見ているからわかるんですが、ここ数年は何も作ってありません。
議長（会長）	ここで、山口委員に受け人の状況の説明をお願いします。
山口委員	この方のおじいさんが〇〇〇をされています。 その田んぼは調べていませんが、作っていないというような状況であっても、情報からして問題ないと判断します。
議長（会長）	今の回答でよろしいですか。
杉元委員	はじめて作ると言われたから、湿田では大変だろうと思って。
議長（会長）	本人がとにかく作るというのであれば、それを理解していただきたいと思います。 他に質疑はないですか。

議長（会長）	<p>（質疑なし）</p> <p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>整理番号7番を除く議案第65号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、お諮りのとおり決定します。</p> <p>次に、議案第66号「農用地利用集積計画の取消しについて」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは12ページをご覧ください。</p> <p>議案第66号「農用地利用集積計画の取消しについて」説明します。</p> <p>13ページです。</p> <p>整理番号1番、大字〇〇字〇〇〇〇〇〇番〇〇〇ほか4筆、計5筆の22,203平米です。</p> <p>令和7年2月28日開催の総会で決定を受けましたが、申出地の面積に誤りがあったため、公告を取り消すものです。</p> <p>今月の農用地利用集積計画の議案、整理番号15番で再度挙げています。</p>
議長（会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより議案第66号の審議に入ります。</p> <p>各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>議案第66号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、お諮りのとおり決定します。</p> <p>なお、議案第66号については、原案のとおり決定した旨を市長に通知します。</p> <p>次に、議案第67号「農用地利用集積計画について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第67号「農用地利用集積計画について」説明します。</p> <p>14ページをご覧ください。</p> <p>今月の計画件数は、所有権移転16件となっています。</p> <p>申出人の住所、氏名、備考欄については、特記事項のみを説明し、他は省略します。</p> <p>また、法人の場合は年齢が空欄となります。</p> <p>15ページです。</p> <p>整理番号1番。</p> <p>田1筆、2,498平米の売買です。</p> <p>価格は総額〇〇〇円です。</p> <p>整理番号2番。</p> <p>田1筆938平米の贈与です。</p> <p>整理番号3番。</p> <p>15ページから16ページです。</p> <p>畑3筆、2,266平米の売買です。</p> <p>価格は総額〇〇〇円です。</p> <p>永田委員の掘り起こしです。</p>

<p>整理番号4番。 田1筆、978平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 坂元委員の掘り起こしです。</p> <p>整理番号5番。 17ページです。 田1筆、3,458平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。</p> <p>整理番号6番。 田1筆、548平米の贈与です。 坂元委員の掘り起こしです。</p> <p>整理番号7番。 田1筆、591平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。</p> <p>整理番号8番。 18ページです。 田2筆、1,600平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。</p> <p>整理番号9番。 18ページから19ページです。 田2筆、1,334平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。</p> <p>整理番号10番。 田2筆、4,151平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。</p> <p>整理番号11番。 19ページから20ページです。 田4筆、3,840平米の売買です。</p>

議長（会長）	<p>価格は総額〇〇〇円です。</p> <p>整理番号12番。</p> <p>20ページから21ページです。</p> <p>田1筆、512平米の売買です。</p> <p>価格は総額〇〇〇円です。</p> <p>整理番号13番。</p> <p>21ページから23ページです。</p> <p>田9筆、3,281平米の売買です。</p> <p>価格は総額〇〇〇円です。</p> <p>整理番号14番。</p> <p>23ページから24ページです。</p> <p>田4筆、2,016平米の売買です。</p> <p>価格は総額〇〇〇円です。</p> <p>整理番号15番。</p> <p>24ページから25ページです。</p> <p>畑5筆、34,025平米の売買です。</p> <p>価格は総額〇〇〇円です。</p> <p>整理番号16番。</p> <p>田2筆、448平米の売買です。</p> <p>価格は10アール当たり〇〇〇円です。</p> <p>以上計画内容は市の基本構想に基づくものであり、利用権設定等を受ける者が農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事することなど、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>ただいま事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより議案第67号の審議に入ります。</p> <p>ここで、整理番号2番の譲受人は、〇〇〇〇です。</p>
--------	--

<p>議長（会長）</p>	<p>よって整理番号2番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき〇〇〇〇の退席を求めて審議します。</p> <p>〇〇〇〇の退席をお願いします。</p> <p>（〇〇〇〇 退席）</p> <p>それでは、整理番号2番について、各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>整理番号2番は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、お諮りのとおり決定します。</p> <p>〇〇〇〇の退席を解きます。</p> <p>（〇〇〇〇 着席）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>これより、整理番号2番を除く議案第67号の審議に入ります。</p> <p>各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>整理番号2番を除く議案第67号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、お諮りのとおり決定します。</p> <p>なお、議案第67号については、原案のとおり決定した旨を市長</p>

	<p>に通知します。</p> <p>ここで、10分間の休憩をします。</p> <p>10時12分再開の予定とします。</p> <p>(休憩 10時02分～10時12分)</p>
議長（会長）	<p>それでは休憩前に引き続きまして、会議を開きます。</p> <p>議案第68号「農用地利用集積促進計画について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第68号「農用地利用集積等促進計画について」説明します。</p> <p>別紙資料をご覧ください。</p> <p>今月の計画件数は68件です。</p> <p>申出人の住所、氏名、借賃、備考欄については、特記事項のみを説明し、他は省略します。</p> <p>27ページをご覧ください。</p> <p>整理番号1番。</p> <p>畑1筆、1，112平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号2番。</p> <p>田1筆、2，110平米の使用貸借です。</p> <p>整理番号3番。</p> <p>田1筆、961平米の使用貸借です。</p> <p>吐師委員の掘り起こしです。</p> <p>整理番号4番。</p> <p>畑1筆、1，739平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号5番。</p> <p>田2筆、1，682平米の賃貸借です。</p>

<p>整理番号6番。 畑5筆、5, 331平米の賃貸借です。 整理番号7番。 田4筆、5, 220平米の使用貸借です。 整理番号8番。 田1筆、4, 344平米の使用貸借です。 増田委員の掘り起こしです。 28ページをご覧ください。 整理番号9番。 田6筆、6, 872平米の賃貸借です。 整理番号10番。 田3筆、2, 924平米の賃貸借です。 10番から12番までは、米倉委員の掘り起こしです。 整理番号11番。 田5筆、5, 314平米の賃貸借です。 整理番号12番。 田1筆、923平米の賃貸借です。 整理番号13番。 田1筆、1, 192平米の使用貸借です。 整理番号14番。 田3筆、3, 011平米の賃貸借です。 29ページをご覧ください。 整理番号15番。 田2筆、1, 680平米の賃貸借です。 整理番号16番。 田2筆、1, 894平米の賃貸借です。 整理番号17番。 田3筆、2, 942平米の賃貸借です。</p>
--

<p>整理番号18番。 田1筆、1, 240平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号19番。 田1筆、1, 651平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号20番。 田4筆、2, 151平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号21番。 田1筆、1, 372平米の使用貸借です。</p> <p>整理番号22番。 田1筆、2, 027平米の賃貸借です。 30ページをご覧ください。</p> <p>整理番号23番。 田4筆、1, 983平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号24番。 田1筆、500平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号25番。 田1筆、2, 115平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号26番。 田2筆、2, 084平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号27番。 田1筆、1, 022平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号28番。 田6筆、5, 599平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号29番。 30ページから31ページになります。 畑2筆、田13筆、計15筆、12, 111平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号30番。 田4筆、1, 280平米の賃貸借です。</p>

<p>整理番号31番。 田5筆、4, 859平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号32番。 田1筆、775平米の賃貸借です。 32ページをご覧ください。</p> <p>整理番号33番。 田5筆、3, 499平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号34番。 田1筆、4, 619平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号35番。 田2筆、4, 175平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号36番。 田6筆、3, 743平米の使用貸借です。</p> <p>整理番号37番。 田2筆、1, 426平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号38番。 田2筆、3, 491平米の使用貸借です。 す。 33ページをご覧ください。</p> <p>整理番号39番。 田4筆、2, 469平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号40番。 田14筆、畑1筆、計15筆、5, 339平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号41番。 33ページから34ページになります。 田8筆、5, 123平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号42番。 田3筆、畑2筆、計5筆、3, 353平米の使用貸借です。</p>

<p>整理番号43番。 田1筆、504平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号44番。 田1筆、1,377平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号45番。 田3筆、1,555平米の賃貸借です。 竹下委員の掘り起こしです。</p> <p>整理番号46番。 田2筆、5857平米の賃貸借です。 竹下委員の掘り起こしです。 35ページをご覧ください。</p> <p>整理番号47番。 田3筆、2,612平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号48番。 田1筆、1,685平米の賃貸借です。 吐師委員の掘り起こしです。</p> <p>整理番号49番。 田4筆、1,276平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号50番。 田6筆、6,897平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号51番。 35ページから36ページになります。 田9筆、8,643平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号52番。 田5筆、2,916平米の使用貸借です。</p> <p>整理番号53番。 田3筆、2,681平米の賃貸借です。</p> <p>整理番号54番。</p>

	<p>田5筆、8, 347平米の賃貸借です。 整理番号55番。</p> <p>田1筆、1, 041平米の賃貸借です。 整理番号56番。</p> <p>田1筆、1, 222平米の賃貸借です。 37ページをご覧ください。 整理番号57番。</p> <p>田1筆、1, 033平米の賃貸借です。 整理番号58番。</p> <p>田7筆、4, 912平米の賃貸借です。 整理番号59番。</p> <p>田3筆、7, 138平米の賃貸借です。 整理番号60番。</p> <p>田2筆、4, 443平米の賃貸借です。 整理番号61番。</p> <p>田2筆、1, 861平米の賃貸借です。 整理番号62番。</p> <p>田1筆、畑1筆、計2筆、3, 631平米の賃貸借です。 整理番号63番。</p> <p>田1筆、3, 147平米の賃貸借です。 38ページをご覧ください。 整理番号64番。</p> <p>田8筆、11, 324平米の賃貸借です。 整理番号65番。</p> <p>田1筆、1, 447平米の賃貸借です。 整理番号66番。</p> <p>田1筆、778平米の賃貸借です。 整理番号67番。</p>
--	---

議長（会長）	<p>田7筆、4,090平米の賃貸借です。 整理番号68番。</p> <p>田3筆、1,538平米の賃貸借です。</p> <p>以上本計画において、賃借権の設定等を受ける者は賃借権の設定等を受けた後に、農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、及び農作業に常時従事することなど何ら問題ないと考えます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより議案第68号の審議に入ります。</p> <p>まず整理番号1番の受け手は、〇〇〇〇が役員を務める法人です。</p> <p>よって、整理番号1番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、〇〇〇〇の退席を求めて審議します。</p> <p>〇〇〇〇の退席をお願いします</p> <p>（〇〇〇〇 退席）</p>
議長（会長）	<p>それでは、整理番号1番について、各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>整理番号1番は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よってお諮りのとおり決定します。</p> <p>〇〇〇〇の退席を解きます。</p> <p>（〇〇〇〇 着席）</p>
議長（会長）	<p>次に、整理番号31番及び33番の受け手は〇〇委員と同居する</p>

議長（会長）	<p>親族であります。</p> <p>よって、整理番号31番及び33番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。</p> <p>〇〇委員の退席をお願いします。</p> <p>（〇〇委員 退席）</p> <p>それでは、整理番号31番及び33番について、各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>整理番号31番及び33番は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、お諮りのとおり決定します。</p> <p>〇〇委員の退席を解きます。</p> <p>（〇〇委員 着席）</p>
議長（会長）	<p>次に、整理番号50番の出し手は〇〇〇〇です。</p> <p>よって、整理番号50番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、〇〇〇〇の退席を求めて審議します。</p> <p>〇〇〇〇の退席をお願いします。</p> <p>（〇〇〇〇 退席）</p> <p>それでは、整理番号50番について、各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>お諮りします。 整理番号50番は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手） 全員賛成と認めます。 よって、お諮りのとおり決定します。 〇〇〇〇の退席を解きます。 （〇〇〇〇 着席）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>次に、整理番号65番の受け手は〇〇〇〇です。 よって、整理番号65番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、〇〇〇〇の退席を求めて審議します。 〇〇〇〇の退席をお願いします。 （〇〇〇〇 退席）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>それでは、整理番号65番について各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 （質疑なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>整理番号65番は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手） 全員賛成と認めます。 よって、お諮りのとおり決定します。 〇〇〇〇の退席を解きます。 （〇〇〇〇 着席）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>次に、整理番号66番の出し手は、〇〇委員と同居する親族です。 よって、整理番号66番は、農業委員会等に関する法律第31条</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。 〇〇委員の退席をお願いします。 （〇〇委員 退席）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>それでは、整理番号66番について、各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 （質疑なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 整理番号66番は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>全員賛成と認めます。 よって、お諮りのとおり決定します。 〇〇委員の退席を解きます。 （〇〇委員 着席）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>それでは、整理番号1番、31番、33番、50番、65番および66番を除く議案第68号の審議に入ります。 各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 （質疑なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 整理番号1番、31番、33番、50番、65番および66番を除く議案第68号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>全員賛成と認めます。 よって、議案第68号はお諮りのとおり決定します。</p>

事務局	<p>また、原案のとおり宮崎県農業振興公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請します。</p> <p>それでは、議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請について」、および議案第70号「非農地証明願いについて」を一括議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>39ページをお開きください。</p> <p>申請件数は1件です。</p> <p>申請人の住所、氏名、立地基準については省略します。</p> <p>40ページです。</p> <p>整理番号1番。</p> <p>申請地は、大字〇〇、田2筆、46平米を農地への進入路として追認申請するものです。</p> <p>顛末書の提出があります。</p> <p>権利関係は売買で、金額は〇〇〇円です。</p> <p>雨水については、自然地下浸透にて処理されます。</p> <p>続きまして、議案第70号「非農地証明願いについて」説明します。41ページをお開きください。</p> <p>今月の許可申請件数は3件です。</p> <p>申請人等の住所、氏名、立地基準については省略します。</p> <p>42ページです。</p> <p>整理番号1番。</p> <p>申請地は、大字〇〇〇〇、田2筆、537平米です。</p> <p>申請理由は山林です。</p> <p>整理番号2番。</p> <p>申請地は、大字〇〇、畑1筆、741平米です。</p>
-----	--

<p>議長（会長）</p>	<p>申請理由は原野です。 整理番号3番。 申請地は、大字〇〇、田1筆、270平米です。 申請理由は原野です。 ただいま事務局の説明が終わりました。</p>
<p>前原第3小委員会 委員長</p>	<p>議案第69号および議案第70号については、去る3月27日に第3小委員会で審議をされています。 ここで、第3小委員会から報告をお願いします。 それでは、第3小委員会の報告を行います。 会長から招集がありまして、昨日3月27日に、委員9名、事務局3名の計12名の出席のもと第3小委員会を開催しました。 はじめに、議案第69号、農地法5条申請、整理番号1番について説明します。 譲受人は、申請地に隣接する農地を購入しようとしたところ、農地を進入路として使用していた部分が含まれていることが判明したため、追認申請されたものです。 場所は、〇〇の〇〇〇〇から真北約400メートルのところに位置します。 申請地の状況は、北側、東側、西側は農地、南側は道路に接しています。 東側の農地との境界には段差があり、境界ブロックが設置してあります。 この場所は長年進入路として使用されてきており、これまでも周囲営農への影響はないと判断しました。 次に、議案第70号、非農地証明願いについて説明します。 整理番号1番の願出地は、大字〇〇〇〇字〇〇〇地区にあり、西長江浦の〇〇〇〇から西に280メートルのところに位置します。</p>

申請地の状況は竹林化しており、周辺も杉山になっており、今後農地へ復元し、耕作することは不可能と判断しました。

整理番号2番の願出地は、大字〇〇字〇〇〇地区にあり、〇〇の〇〇〇〇〇付近の山麓線の南側約600メートルのところに位置します。

申請地の状況は竹が繁茂しており、北側、東側は農地で、南側、西側は杉の山林です。

願出地の北側、東側が農地ですが、さらにその南側の杉も大きくなっており、願出地の状況から農地へ復元し耕作することは不可能と判断しました。

次に、整理番号3番の願出地は、大字〇〇字〇〇〇〇地区にあり、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇に面した県道〇〇〇〇〇〇〇線の南真向かいに位置します。

申請地の状況は、県道南側に面した細長く不正形で、狭小な土地で、北側、東側、西側は道路、南側は農地に接しています。

おそらく道路用地買収の際の残地だろうと思われます。

願出地は、西側の半分程度に真竹が繁茂していましたが、残り半分程度は農地として十分使える状態にありました。

また、南側に50センチメートルほど一段高くなっていますが、畑と接しており、仮に非農地決定後、このまま非農地化がすすめば、南側農地への影響も避けられず、今後適切な管理が必要と思われましました。

今後、農地としてまたは農地以外として使用するにしても、適正な管理のもと維持していくべき土地と判断しましたので、本願出地は、安易に非農地とすべきではないと判断しました。

以上第3小委員会は、慎重・審議しました結果、非農地証明願い整理番号3番を除く農地法5条申請1件、非農地証明願い2件、計3件については、特に問題等は見当たりませんでしたので、全

<p>議長（会長） 事務局</p>	<p>会一致で許可相当、または非農地としてもやむを得ないと判断いたしました。</p> <p>また、非農地証明願い、整理番号3番は、非農地として承認しないものと決しました。</p> <p>皆さまのご審議をお願いしまして、第3小委員会の報告を終わります。</p> <p>続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。</p> <p>判断根拠を説明します。</p> <p>農地法第5条の規定による転用許可申請において、一般基準については、申請書に基づき審査した結果問題ありませんでした。</p> <p>立地基準についても、小委員長報告にありましたとおり、問題ないとのことです。</p> <p>また、非農地証明願いについて整理番号3番を除いては、県が示す証明書交付手続要領および市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断します。</p> <p>なお、整理番号3番については、県が示す証明書交付手続要領および市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に疑義があると思われます。</p> <p>よりまして、今月の議案第69号1件、第70号3番を除く2件の計3件については、転用許可基準および非農地判断基準を全て満たしていると判断します。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>ただいま事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより議案第69号及び議案第70号の審議に入ります。</p> <p>なお、議案70号の非農地証明願い、整理番号3番は第3小委員会では非農地として承認しない旨の決定がされています。</p> <p>以上を踏まえ、議案第69号及び議案第70号について一括して各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>（質疑なし）</p> <p>質疑がないようですので質疑を終結します。</p> <p>議案第69号及び議案第70号の整理番号3番を除く、整理番号1番と2番については、第3小委員会の判断は許可相当または非農地として承認相当です。</p> <p>また、事務局の判断も同様です。</p> <p>よって、議案第69号、議案第70号は別々にお諮りします。</p> <p>まず、議案第69号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、議案第69号は原案のとおり決定します。</p> <p>また、議案第69号については、許可相当として知事に意見書を送付します。</p> <p>次に、議案第70号について、整理番号1番と整理番号2番は原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、議案第70号、整理番号1番と整理番号2番は原案のとおり決定します。</p> <p>次に、議案第70号、整理番号3番に入りますけれども、ここで質疑を受けたいと思います。</p> <p>皆さん意見はないですか。</p>
<p>杉元委員</p>	<p>非農地証明願いで却下されたという事例は、私どもは記憶にはないのですが、今回却下されています。</p> <p>これはこの前自分たちが（小委員会で）見たところの隣ですか。</p> <p>この前の第2小委員会で確認に行った〇〇〇〇〇〇の前の西側の場所です。</p>

議長（会長） 事務局	事務局から説明をお願いします。 杉元委員よりありましたが、その隣です。
杉元委員	先月その東側を見たその反対の西側のところです。 東側の田は正直言って西側の農地も同じような条件であったような気がするから議案としてはどうですかね。 私どもでは（非農地判断を）したというのは、 委員会で決まったのであればしかたないですが。
議長（会長）	杉元委員の方から意見がありましたけれども、前原第3小委員長から説明をお願いします。
前原第3小委員会 委員長	先ほど委員の意見ですが、条件が一緒と言われましたが条件が違っています。 前回（の場所）は東側の方は畑がありませんでした。 今回は南に畑がありますので、やっぱりその影響で環境が違うということで、（第3小委員会の）皆さんもそういう意見になりました。
議長（会長）	私の方から説明します。 道路脇で県道沿いで、地目は水田です。
杉元委員	わかっています。 現場はわかります。
議長（会長）	（私たちが委員会で見た場所と）同じ道路ぎわです。 作物を作れる状態ではなかったのですが、これを認めた場合そこが荒れてしまうだろうと思います。 県道沿いでもあるし、隣の畑にどんどん竹が広がってきている状態で、隣の宅地も買うということらしいです。 隣の〇〇〇〇〇〇の方が買うということだったので、買ってそのまま放置されれば隣の畑に影響があるだろうと思います。 ただ、それを別に埋め立てて駐車場や、あるいは倉庫を造るのであれば許可してもいいのではないかと思います。

<p>議長（会長）</p>	<p>（今回非農地として）認めて農地から外してしまうと、そこに木を植えたり、あるいは竹が茂るのを放置されたら、やはり隣の農地まで影響が出るので、買われる人が利用計画をはっきりと利用目的は何かを示された段階で許可するべきであろうと思います。だから、今のままで承認した場合は、その土地を本人が放置したら大変なことになるだろうという判断で、今の段階では承認しないという第3小委員会の判断です。</p> <p>ただ、第3小委員会の委員の判断ですから、改めてここでお諮りします。</p> <p>他に質疑はないですか。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>それでは、議案第70号、整理番号3番は原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>挙手がないようですので、全員反対と認めます。</p> <p>よって、議案第70号、整理番号3番は否決されたものとします。</p> <p>次に、議案第71号「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第71号となります。</p> <p>43ページをお開きください。</p> <p>43ページ、議案第71号、令和7年度最適化活動の目標等に目標の設定等についてということで、今回議案としてお願いしています。</p> <p>この最適化活動の目標等については、農業委員会等に関する法律施行規則の中で目標設定等を行うようにうたわれているものに伴って行うものです。</p>

今回3月末までに目標を設定して、7月末までに農業会議の確認をとった後ホームページ等で公表するところまでが、今回の目標設定のスケジュールです。

まず44ページからとなります。

令和7年度最適化目標の設定等について、委員数や農家、農地等の概要は国の指示する様式等のもとで記載しています。

右側の認定農業者と基本構想水準到達者ですが、議案の作成時点の数字をひろったんですが、まだ少し(数値に)動きがありまして、認定農業者数が「224」と記載がありますが、今朝確認をしたところ、「219」で基本構想水準達成者「129」となっています。

ここも今日の朝一現在「137」と、認定新規就農者、ここが「7」となっていますが、ここも現在「8」となっていました。申し訳ありませんが、この数字については3月31日まで動く可能性があります。

続きまして45ページです。

成果目標等についても、国等が示された数字を入力しているところでは。

ここも割愛しまして、次の46ページです。

一番上に「新規参入の促進等」とあります。

ここについては、令和6年度実績として今現在が3経営体の3.1ヘクタールの令和6年度新規参入があったということです。

一応この新規参入の内容について説明します。

3人いますが、〇〇〇〇さんという方です。

この方については、営農の部門については採卵という形になります。

本人の経営農地等はないということです。

あと次、〇〇〇さんです。

	<p>こちら後継者という形で入っています。</p> <p>そうですね。品目としては露地野菜、タケノコという形で入っています。</p> <p>あともう1人、〇〇〇〇さんです。</p> <p>こちら新規参入者という形で入っています。</p> <p>品目については、露地野菜、ネギ等という形です。</p> <p>今のところの新規就農者の調査についてはこの3名という形になっています。</p> <p>以降、真ん中に最適な活動の活動目標値がありますが、ここ例年どおり1日あたりの活動日数1人あたりの活動日数が月に7日間ということになっていますので、ここを目指してお願いしたいと思います。</p> <p>先月か先々月に局長の方から、活動日の記入内容等の説明もありましたので、その点もよろしくお願ひします。</p> <p>活動結果の設定、あと新規参入相談会については例年どおりという形になっています。</p> <p>議案第71号についての説明は以上となります。</p> <p>ただいま事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより議案第71号の審議に入ります。</p> <p>各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>議長 (会長)</p>	<p>質疑がないようですので、質疑を終結します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第71号は原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長 (会長)</p>	<p>全員賛成と認めます。</p>

事務局	<p>よって、議案第71号は原案どおり決定します。</p> <p>次に、議案第72号「えびの市農地移動適正化あっせん基準の見直しについて」を議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>47ページになります。</p> <p>議案第72号「えびの市農地移動適正化あっせん基準の見直しについて」ということでもあります。</p> <p>このまず、農地移動適正化あっせん基準とも呼ばれるものですが、農業委員会等に関する法律に基づいて農地移動適正化あっせん基準の見直しをするということになります。</p> <p>内容としては、基本的に青地で農業振興地域内の農用地の適正なあっせん等をするようにということが、以前からありまして、えびの市のこの基準については平成19年に最初作成しているところですが。</p> <p>内容については、あまり今まで見直しを行っていませんでした。</p> <p>というのが、このあっせん基準でこのあっせんの流れに沿って行うことで得られる効果というのが、今度取扱いはなくなる基盤法と同じような形で所得税の800万控除とか、登記手数料等の免除というものもありましたが、基盤法でほとんど対応してきた状況です。</p> <p>今回なぜこの見直しが必要なのかということについては、4月から受付が始まりますが、前回、前々回と今まで何度か説明があつたとおり農地中間管理事業の特例事業の売買事業を使う時に、あっせん基準の中の基準面積というものがあります。</p> <p>まず一つその事業の採用の基準にきなさいと、もしくは売買手数料が2%とか2.5%と。それが基準の一つになります。</p> <p>もうひとつは、あっせん基準以前はやはり認定農業者に集中して農地をあっせんしなさいということあるんですが、地域計画も</p>
-----	---

いよいよ今年4月1日から施行されていますが、地域計画の内容を盛り込んだ形になっています。

この中で表がありますが、文章の中には地域計画を結構盛り込んでいます。

54ページの別表1、基準面積がもう一つ大きい鍵を握るところで、そのあっせんを行うあっせん先の基準はこういう方ですという形になってます。

数字については、2020年の農業農林業センサスで出た数字で平均面積を出して、平均面積を上回る者ということで、この基準は全国統一ですが、市町村によって個々の面積は変わってきます。

例えば、本市の「経営面積が89アール以上」であること、あと、稲作については90アール以上であると、その右側は根拠の数字になってきますが、これがこの面積自体があっせんの事業の受け入れ先となる基準の面積となっています。

このあっせんの順番を決めるときに、次の55ページですが、別表2というものがあります。

この内容は、えびの市の農業の基本構想で目指すべき経営の内容ということがありまして、ここに対して、もしあっせん先が競合する場合、基本構想に近い者の方から順番をつけていくという形になります。

あと文章については、先ほど申しましたように、平成19年に作ってからその後改正をしていなかったなので、文書の言葉が古いです。

言葉が古いところについて新しい用語等に変えています。

内容については、県の承認を今後受けていく必要がありますが、振興局と打ち合わせ等を何度か繰り返していて、県に出してもそのまま通るんではないかというような状況です。

<p>議長（会長）</p>	<p>今回、この総会でご意見いただいた後に振興局に再度提出して、県から承認をいただくというような形になっています。</p> <p>ただいま事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより議案第72号の審議に入ります。</p> <p>各委員の質疑を求めます。</p> <p>質疑はありませんか。</p>
<p>前原委員</p>	<p>お尋ねします。</p> <p>49ページの一番上の文章なんですが、「有する者」から始まりますが、「<u>せしむる</u>意欲と能力を有する・・・」とありますが、「当該法人をもって農業生産を中核的担い手とせしむる・・・云々」という「せしむる」。</p> <p>今の時代ではあまり聞かない言葉ですが、これはどんなふうに解釈したらいいか、私も辞典を引いてみたんですが、意味が少し外れるのではないかと思います。担い手等を何とかするとか、将来のことであれば、現在風に変えた方がわかりやすいと思いますが。</p>
<p>事務局</p>	<p>今ご意見があったところですが、実際私もそう思っているところです。</p> <p>今回ここについては、県の方から修正が入りましてこの言葉が入ったんですが、まず使わない言葉なので、今回もご意見いただいた内容のことでももちろん通常使わない言葉だし、意味がもう非常にわかりにくいので委員が言われるような形で修正ができないかということをお県の方には話をしてみます。</p> <p>事務局でも県の方に出したときに、「せしむる」という言葉で何なんだろうと調べたりしたんですが、あまり常用しない言葉だと思われまますので、委員言われるように、ここについては文が同じようになる形に変えていきたいと考えていたところです。</p> <p>また県の方と相談させていただきます。</p>

議長（会長）	よろしいですか。
前原委員	はい。
議長（会長）	他にありませんか。
	（質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。
	お諮りします。
	議案第72号は原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。
	（全員挙手）
議長（会長）	全員賛成と認めます。
	よって、議案第72号は原案のとおり決定します。
	以上で説明の案件が終わりました。
	午前11時05分終了